

地籍調査を行います

日頃より、杉並区政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

区では、平成24年度から国土調査法に基づいて、土地の所有者や境界を調査する地籍調査を実施しており、令和元年度は**宮前三丁目、宮前四丁目、宮前五丁目、南荻窪二丁目、西荻南四丁目、西荻南一丁目**の一部で調査を行います。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※調査の範囲や調査の内容などは、裏面をご覧ください。

●地籍調査って何??

地籍調査は、一筆(登記されている地番)ごとの土地について、その所有者や境界等を調査して正確な地図等を作成するものです。

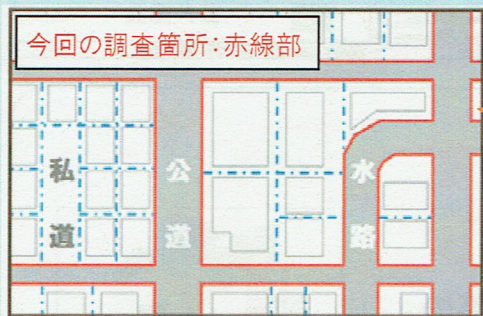
●なぜ地籍調査が必要??

現在、区内の多くの土地の登記所地図(公図)※1は必ずしも明確ではありません。そのため、地震等で道路の形状が変わってしまうと元の位置を復元することが困難です。

地籍調査では、境界の位置を全て地球の緯度経度に結び付けて数値化するため、その位置を容易に復元することができ、災害時にガス・上下水道などのライフラインの復旧を迅速に進めることが可能になります。



※1 登記所で保管している地図(公図)



区では、一筆ごとの調査に先行して、迅速かつ広範囲の調査が可能な、**官民境界等先行調査(街区調査)※2**を実施しています。

※2 皆さんの土地と道路や水路など官有地との境界を調査します。

問合せ先

受託者 : 都市再生調査事業協同組合

担当者 : 白石 明(しらいし あきら)

TEL : 03-3316-8321

※受託者は、区発行の身分証明書と腕章を携帯しています。



発注者: 杉並区都市整備部土木管理課道路台帳係

担当者: 原(はら)、佐藤(さとう)

TEL: 03-3312-2111(代表) 内線3405・3406・3486・3487

(裏面あり)

地籍調査実施地域

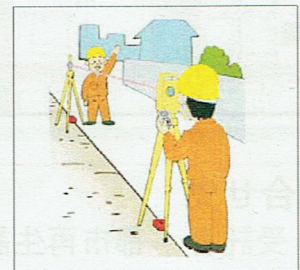


調査の内容

●測量作業

調査実施地域内で、皆さまの土地と道路等の境界の調査・測量を行います。

※原則、道路内の作業です。



作業の期間 : 令和元年7月下旬から
令和2年2月下旬まで